朝倉市有機で就農応援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内において有機農業に取り組む農業者及び有機農業をきっか

# けとした新規就農者並びに新規就農を目的とした市外からの移住者を増やすため、年間を通じて実施される有機農業の実践に関する講座で市長が別に定めるもの（以下「講座」という。）を受講する者（以下「受講生」という。）に対し、予算の範

# 囲内で交付する朝倉市有機で就農応援事業補助金（以下「補助金」という。）につ

# いて朝倉市補助金等交付規則（平成１８年朝倉市規則第４４号）に定めるもののほ

# か、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　市内居住の受講生　講座を受講する日の属する年度（以下「受講年度」と

いう。）の入校日時点において、市に住民登録がある受講生であって次条に規定する要件に該当するもの。

（２）　市外居住の受講生　受講年度の入校日時点において、市外に住民登録があ

る受講生であって次条に規定する要件に該当するもの。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付対象となる受講生（以下「交付対象者」という。）は、次に掲

げる要件の全てに該当するものとする。

（１）　居住地別の要件

ア　市内居住の受講生に関する要件　受講年度内に補助金の交付申請を行うこと。

イ　市外居住の受講生に関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　市に住民登録を行う直前まで連続して１年以上市外に居住していたこ

　　　　　と。

（イ）　受講年度の入校日後に市への住民登録を行った者であること。

（ウ）　受講年度を含む３箇年度内に補助金の交付申請を行うこと。

（エ）　補助金の交付申請の日から継続して５年以上市に居住する意思を有し

ていること。

（２）　その他の要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　令和５年度以降に実施された講座を修了していること。

イ　受講生が講座の受講料の全額を負担していること。

ウ　これまでに補助金の交付を受けていないこと。

エ　市の住民税、国民健康保険税、固定産税及び軽自動車税（以下「市税等」

という。）の滞納がないこと。

オ　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

カ　日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住

者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者である

こと。

（補助額）

第４条　補助金の交付金額は、次に掲げるとおりとする。

（１）　市内居住の受講生　７０，０００円

　（２）　市外居住の受講生　１００，０００円

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、

有機で就農応援事業補助金交付申請書（様式第１号以下「申請書」という。）及び

本人確認書類並びに第３条に規定する要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定により提出する書類等については、公簿等により確認することができ

る場合は、これを省略することができる。

（交付決定）

第６条　市長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたと

きは、有機で就農応援事業補助金交付決定通知書（様式第２号。以下「交付決定通

知書」という。）により申請者に通知するものとし、不適当と認めたとき又は予算

上の理由等により申請日が属する年度における補助金の交付ができないときは、そ

の旨を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第７条　交付決定通知書を受けた申請者（以下「決定者」という。）は、要件の変更

等の事由により補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した

書面を市長に提出しなければならない。

（報告及び立入調査）

第８条　市長は、補助金の交付要件等を確認するため、必要があると認めるときは、

申請者又は決定者に対し報告を求め、及び立入調査を行うことができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第９条　市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定

の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、交付決定者の病気等のやむを得

ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

（１）　虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。

（２）　この要綱に違反したとき。

（３）　その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

２　決定者は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、速やかに返還しなければならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。